

取引約款

本約款はお客様が三菱商事フューチャーズ株式会社(以下「貴社」といいます。)との間で金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引の内、貴社が取り扱う外国為替証拠金取引(以下「外国為替取引」といいます。)を行われる際の取り決めであり、お客様には取引を行うにあたり、以下の条項に同意していただくものとします。

第1条(リスクと自己責任)

私は次の各号に掲げる内容を十分に把握したうえで本約款に記載されている事項を承認し、私の判断と責任において、外国為替取引を行うことを確認します。

- (1) 私が貴社と行う外国為替取引においては、対象通貨に係る外国為替相場の変動、外国為替相場変動率の変化、対象通貨及び円の金利水準の変動のリスクを負っていること。
- (2) 私が貴社と行う外国為替取引においては、貴社、カバー先金融機関及び顧客資金の預託先金融機関の信用低下によるリスクを負っていること。
- (3) 私が貴社と行う外国為替取引から発生する私の貴社に対する債権は、貴社に対する一般の債権者の債権と同様に取扱われること。
- (4) 私が貴社と行う外国為替取引において、同一通貨で買いの未決済ポジションと売りの未決済ポジションを同時に持つ、いわゆる両建てを行う場合、取引証拠金も別途必要となり、スワップ金利が支払超過となる場合があること。

第2条(外国為替取引口座による処理)

私が貴社と行う外国為替取引において取引証拠金、外国為替取引及び未決済ポジションについて、外貨の受渡し或いは転売若しくは買戻しによる最終決済を行った場合に授受する金銭や差損益金等の取扱いは、全てこの外国為替取引口座で処理します。

第3条(注文)

私が行う外国為替取引の注文、注文の訂正、注文の取消し等は電話にては貴社を通じ行うものとします。また貴社を通じて行う指示は全て私の指示として取扱われるものとします。

- 2 私は、貴社に外国為替取引の注文を出すときは、次に掲げる事項を明示します。
 - (1) 通貨の種類
 - (2) 注文の区別(売り・買い、新規・決済)
 - (3) 取引証拠金額を決定する為のレバレッジの倍率
 - (4) 注文の数量
 - (5) 指値又は成行等の区分
 - (6) 指値等の預り注文の場合、その値段、又は値幅及び売買注文の有効期限

第4条(為替レート)

私は外国為替取引において貴社が提示する各通貨の売値又は買値は東京外国為替市場等におけるインターバンクレートを参考にしたものであることを同意します。

- 2 逆指値による注文は、市況により実際の約定値が私の当初期待した値段とは同一にならない場合があることに同意します。

第5条(取引証拠金)

私は貴社と外国為替取引を行うに際し、外国為替取引から生じる私の貴社に対する全ての債務を担保するため、貴社に取引証拠金を預託します。

第6条(取引証拠金の取扱い)

私が貴社と行う外国為替取引に係る取引証拠金の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。

- (1) 新規の売付取引又は新規の買付取引を成立させようとするときは、貴社の定める必要証拠金額以上の額を取引証拠金として、その取引を行うときまでに貴社の定める方法により、貴社に預託すること。
- (2) 貴社が取引証拠金の代用となる充用有価証券の受け入れを行わないこと。
- (3) 外国為替取引に係る取引証拠金として私が預託している現金の引出しについては、本約款に従って貴社の定めるところによること。
- (4) 貴社は経済情勢の変化や相場水準の変化等に伴い定期的に新規注文の取引証拠金額を変更することができることとし、取引証拠金額を変更したときは、その時点で既に有効な新規注文の取引証拠金に対しても変更後の取引証拠金額を適用できること。
- (5) 前各号に定めるほか、私が貴社と行う外国為替取引に係る取引証拠金の取扱いについては貴社の定めるところによること。

第7条(信託契約)

貴社と貴社指定の信託銀行との契約については、以下各号に定めるところによるものとします。

- (1) 私が貴社に預託した取引証拠金等は、貴社と信託銀行との間で締結される信託契約により信託銀行に信託されること。
- (2) 信託契約は、貴社を委託者、信託銀行を受託者、私を含めた貴社に取引証拠金等を預託している各顧客を元本受益者とするものであり、元本受益者の代理人として貴社指定の弁護士が就任していること。
- (3) 毎営業日に、当該営業日における貴社の営業時間終了時点において、貴社に預託した取引証拠金等に、本外国為替取引の約定により発生する実現損益、外国為替相場の変動による評価損益およびスワップ金利による損益を加減して得られた金額が要保全額として貴社にて計算され、その2営業日後に信託保全の対象とされること。
- (4) 信託銀行は信託契約に基づき信託された金銭を保管するのみであり、要保全額の管理、確認を行う義務がなく、また取引証拠

金等要保全額の返還を保証するものではないこと。

(5) 私が直接信託銀行に対して権利行使することはできず、受益者代理人である弁護士を介した権利行使となること。

(6) 取引証拠金等の返還に係る連絡、問い合わせ対応および取引証拠金等の返還金の受領権の認定は、貴社指定の受益者代理人である弁護士（およびその事務受託者）が行い、原則として、連絡は本外国為替取引に係る口座開設申込書記載の住所・氏名宛に郵送で行われ、支払は銀行振込で行われること。

(7) 私の個人情報が必要な範囲で信託銀行および受益者代理人である弁護士をはじめとする本信託の関係者に開示すること。

第 8 条(評価損益の取扱い)

私が貴社と行う外国為替取引で発生する評価損益の取扱いについては、次の各号に定めるところによることとします。

- (1) 私の未決済ポジションに対して行う評価損益に関しては、インターバンクレートを基に貴社が定時刻毎に提示するレートを用いて計上すること。
- (2) 外国為替相場の変動により評価損益が生じた場合、その額を新たな取引の取引証拠金として評価資産額へ反映すること。
- (3) 私が預託する外貨の証拠金に対しても、第 1 項のレートを用いて評価額を算出すること。

第 9 条(スワップ金利の取扱い)

私が貴社と行う外国為替取引で発生するスワップ金利の取扱いについては、次の各号に定めるところによることとします。

- (1) 受払方法や各営業日の受払日数、及び受払金額について貴社が指定できること。
- (2) スワップ金利による損益が生じた場合、その額を新たな取引の取引証拠金として評価資産額へ反映すること。

第 10 条(返還請求)

私の評価資産額が必要証拠金を上回っている場合、現金残高の額を上限とし、諸経費を考慮した上で、現金の返還を請求できることとします。

- 2 前項の現金の請求を行う際、円貨の預託金に対して外貨の立替金、又は外貨の預託金に対して円貨の立替金がある場合、立替金を解消するまで貴社が出金の請求に応じないことに同意します。
- 3 前各項に定めるほか、私が貴社と行う外国為替取引に係わる返還請求については貴社の定めるところによることとします。

第 11 条(取引残高報告書)

貴社は四半期に一回以上私の預託金残高、未決済ポジション等を記載した取引残高報告書を発行し、私が通知した住所宛に郵送することとします。

第 12 条(受渡し等の時期)

外国通貨受渡しの処理については次の各号定めるところとします。

- (1) 受渡し代金について、私が支払うべき取引通貨は、貴社の指定する日時迄に支払い、貴社が私に対し引渡すべき取引通貨は貴社の指定する日時迄に引渡すこと。又、貴社が私に対する受渡し代金の引渡しを通常の手続きに従って行ったにも拘らず、受渡しが遅延した結果、私に損失、若しくは損害が発生しても貴社には一切責任がないこと。ただし、当該遅延が貴社の過失に起因する場合は、その遅延した日数に対して貴社が別途定める遅延料を支払う場合があること。
- (2) 取引に係る金銭の授受は、貴社指定の通貨によること。

第 13 条(反対売買による決済)

私が貴社と取引した未決済ポジションについて前条記載の受渡し決済を望まない時は、私は任意にこれを転売又は買戻することができます。

第 14 条(決済条件の変更)

私は天災地変、政治的混乱、経済事情の激変、その他やむを得ない事由に基づいて、貴社が私と行う外国為替取引について決済期日等の変更を行った場合には、その措置に従います。

第 15 条(期限の利益の喪失)

私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社からの通知、催告等がなくとも貴社に対する外国為替取引に係る債務については期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

- (1) 支払いの停止又は破産、和議開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申出があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 貴社に対する外国為替取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が發送されたとき。
- (4) 貴社に対する外国為替取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押、又は競売手続の開始があったとき。
- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当する又は類する事由に該当したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。
- 2 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社の請求によって貴社に対する外国為替取引に係る債務の期限を失い、直ちに債務を弁済します。
 - (1) 貴社に対する外国為替取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 貴社に対する債務(但し、外国為替取引及び未決済ポジションに係る債務を除く)について差し入れている担保の目的物について差押、又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む)があったとき。
 - (3) 貴社との本約款又はその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき。

(4) 前3号のほか貴社が債権保全を必要とする事由が生じたとき。

第 16 条(支払不能又は不能となる虞れのある場合における外国為替取引)

- 私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、貴社が任意に、私が貴社の外国為替取引口座を通じて行っている全ての外国為替取引につき、それを決済するために必要な転売又は買戻しを、私の計算において行うことに異議ありません。
- 私が前条第2項に掲げる債務のうち、外国為替取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、貴社が任意に、当該遅滞に係る外国為替取引を決済するために必要な転売又は買戻しを、私の計算において行うことに異議ありません。
 - 私が前条第2項の各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指示する日時までに、私が貴社の外国為替取引口座を通じて行っているすべての外国為替取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を、貴社に委託して行うことに異議ありません。(但し、前項の規定により貴社が転売又は買戻し等を行う場合を除く)
 - 前項の日時迄に私が、転売又は買戻しの委託を行わないときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な転売又は買戻し等を行うことに異議ありません。
 - 前各項の転売又は買戻し等を行った結果、損失が生じた場合には、貴社に対して、その額に相当する金額を直ちに支払います。

第 17 条(差引計算)

- 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の貴社に対する外国為替取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかに拘らず、いつでも貴社は相殺することができるものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、貴社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、私に代り諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
 - 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率及び損害金の率については貴社の定めるものとします。又差引計算を行う場合債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、私の貴社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場における三菱東京UFJ銀行が公示する対顧客直物電信売相場を適用し、私の貴社に対する外貨建ての債権を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場における三菱東京UFJ銀行が公示する対顧客直物電信買相場を適用することとします。但し、計算実行時に当該相場がない場合には、それぞれの直前の東京外国為替市場における三菱東京UFJ銀行が公示する対顧客直物電信売相場又は対顧客直物電信買相場を適用することとします。

第 18 条(担保物の処分)

- 私が本約款に基づき貴社に対し差し入れる担保は全て、本約款に基づく私の貴社に対する債務のほか、本約款に基づく債務の履行を完了した時点における私の貴社に対し負担する一切の債務を共通に担保することとします。
- 私が貴社と行う外国為替取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の日時までに履行しないときは通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、担保として差し入れている有価証券等を、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その所得金から諸費用を差し引いた残額を法廷の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うことに異議ありません。

第 19 条(占有物の処分)

私が貴社と行う外国為替取引に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、貴社の占有している私の有価証券等がある場合には貴社が処分できるものとし、この場合全て前条に準じて取扱われることは異議ありません。

第 20 条(充当の指定)

債務の弁済又は第 16 条の差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社が適当と認める順序方法により充当することができます。

第 21 条(遅延損害金の支払)

私が貴社と行う外国為替取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日(当該日も含む)より履行の日(当該日も含む)まで、貴社の定める料率及び計算方法による遅延損害金を支払うことに異議ありません。

第 22 条(債権譲渡等の禁止)

私が貴社に対して有する外国為替取引に係る債権は、貴社の同意なしにはこれを他に譲渡又は質入れしないことを約束します。

第 23 条(報告)

第 14 条第1項及び第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直接書面をもって速やかにその旨の報告をします。

第 24 条(取引時間及び注文受付時間)

私は貴社が別途定めた取引時間及び注文受付時間内に外国為替取引を行います。

第 25 条(自動ロスカット制度)

私は貴社が私の未決済ポジションを定時刻毎にその時点における外国為替相場で評価損益の計算を行い、評価資産額が取引証拠金に対する貴社指定の割合を下回った場合には、私の全ての未決済ポジションが成行で自動的に決済されることを承諾します。但し、貴社にその義務はなく、又当該決済によって生じる差損益金は、全て私に帰属することに同意します。

第 26 条(自動コンバージョン)

私が預託する円貨の証拠金に対して外貨の立替金が発生している場合、又は預託する外貨の証拠金に対して円貨の立替金が発

生している場合は、貴社指定の日時において貴社が提示する転換レートで定期的に円貨、又は外貨を取崩し、立替金を補填できることとします。

2 前項において預託する外貨が複数ある場合、貴社が任意で外貨を取崩すことに異議ありません。

第 27 条(届出事項の変更届出)

貴社に届け出た私の氏名若しくは名称、印鑑若しくは署名鑑又は住所若しくは所在地、その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をします。

第 28 条(特別費用の請求)

貴社は私から依頼を受けた取引につき、特に要した費用を私に対して請求することができることとします。

第 29 条(預託金銭の利息)

貴社は私から預託を受け、私の計算において貴社が占有する取引証拠金及び為替差損益金その他の金銭に対しては、その利息を支払わないものとします。

第 30 条(報告書等の作成及び提出)

私は貴社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、私に係る外国為替取引の内容その他を日本国の政府機関等あてに報告することに異議ありません。この場合、私は貴社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力することとします。

2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成書類及び提出に関して発生した一切の損害については、貴社は免責されることとします。

第 31 条(通知の効力)

私が貴社に届出た住所又は連絡先あてに、貴社よりなされた外国為替取引及び未決済ポジションに関する連絡及び諸通知が、転居等又は解約等私の責めに帰すべき事由により遅延又は到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到達したものとします。

第 32 条(約款の解約)

次の各号いずれかに該当し、又は私が第 14 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は解約されることに同意します。但し、解約時において私が貴社と行う外国為替取引の未決済ポジションが残存する場合、又は私の貴社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとします。

(1) 私が貴社に対し解約の申出をしたとき。

(2) 私が本約款の各条項のいずれかに違反し、貴社が本約款の解約を通告したとき。

(3) 第 35 条に定める本約款の変更に私が同意しないとき。

(4) 私(法人その他団体を含む)が暴力団等の不法勢力に所属するものであると貴社が判断し、貴社が本約款の解約を通告したとき。

(5) 前各号のほか、やむを得ない事由により、貴社が私に解約の申出をしたとき。

2 前項の場合において、私の外国為替取引口座に残高があるときの処理については、私の指示に従うこととします。

3 前項の指示をした場合に、貴社の要した実費はその都度貴社に支払います。

4 私は第 1 項第 4 号において、私の外国為替取引口座に未決済ポジションがある場合、速やかに決済いたします。私がそれをしない場合は、その手続きを促された日から 20 営業日が経過する日の取引終了の直前に私から決済の指示があったものとみなし、貴社において翌営業日の取引開始時点で、成行による決済の注文を出して頂いて結構です。但し、取引開始時刻が通常と異なる取扱通貨については、別途定められた時刻に貴社が決済の注文を出すことに異議ありません。

第 33 条(免責事項)

次の各号に掲げる損害については、貴社は免責されることとします。

(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し又は不能となったことにより生じた損害。

(2) 外国為替市場の閉鎖若しくは規則の変更等の理由により、私の外国為替取引に係る注文に貴社が応じ得ないことにより生じた損害。

(3) 電信又は郵便の誤謬、遅延等貴社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。

(4) 所定の書類に使用された印影又は署名と、届出の印鑑又は署名鑑を貴社が相当の注意をもって照合し相違ないものと認め、金銭の授受、寄託した証券等の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害。

第 34 条(適用法)

本約款は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとします。

第 35 条(合意管轄)

私と貴社との間の外国為替取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 36 条(約款条項の変更)

本約款の条項中、貴社から認否の回答期限を定めて変更の申入れがあった場合において、私が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、その変更同意したものとします。